

## 補助対象事業（前向きな取組に関する事業）について

### 【前向きな取組に関する事業】

前向きな取組に関する事業とは、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、新たな観光需要に対応する等、観光施設等の魅力向上につながる事業

### 【対象事業内容】

本事業において、補助対象となる事業は次に掲げる事業である。

- (ア) 新たな観光需要創出の為の取組
- (イ) 受入環境整備の為の取組
- (ウ) ワークーション対応、推進の為の取組
- (エ) デジタル化の促進の為の取組
- (オ) 多言語対応の為の取組
- (カ) その他（公社）びわこビジターズビューローが特に必要と認める取組

(ア) 新たな観光需要創出の為の取組

(例)

- ・体験型、朝方・夜型観光へのシフトに向けた商品造成
- ・新しい販路開拓の為の調査事業、コンサルティング
- ・体験型プログラムとの連携した予約システム導入
- ・レンタサイクルや新モビリティの導入
- ・EV スタンドの導入
- ・キッチンカー、テイクアウト・デリバリーへの対応
- ・新たなメニュー、お土産等の開発 など

(イ) 受入環境整備の為の取組

(例)

- ・少人数旅行対応の為の一部屋の改修
- ・バリアフリー対応の為の施設等の改修
- ・ユニバーサルツーリズム促進の為の施設等の改修 など

(ウ) ワークーション対応、推進の為の取組

(例)

- ・ワークーション設備を整える為の椅子や机等の購入
- ・速度性やセキュリティ向上の為のWi-Fi 設備の改修
- ・ワークーション商品造成 など

(エ) デジタル化の促進の為の取組

(例)

- ・受付、チェックインシステム等の自動化にかかる費用
- ・予約システムの開発、導入
- ・ECサイトの新規導入 など

(オ) 多言語対応の為の取組

(例)

- ・多言語対応の案内ロボット導入
- ・多言語対応の為の社員への英語研修
- ・ホームページ等の多言語対応 など

(カ) その他（公社）びわこビジターズビューローが特に必要と認める取組

## 補助対象事業（感染防止対策に関する事業）について

### 【対象事業内容】

感染防止対策の取組において、補助対象となる経費は、次に掲げる経費である。  
なお、対象経費は、設置工事費、施工費および送料を含むものとする。

- (ア) 消毒・清掃費用
- (イ) マスク費用
- (ウ) 飛沫対策費用
- (エ) 換気費用
- (オ) 非接触型対応費用
- (カ) その他の衛生管理費用
- (キ) PR費用
- (ク) 車両、待合室等の抗ウイルス、抗菌処理費用
- (ケ) その他（公社）びわこビジターズビューローが特に必要と認める経費

#### (ア) 消毒・清掃費用

(1) 物品関係	(2) 改修・修繕関係	(3) その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消毒設備（オゾン発生装置、紫外線照射機等）</li> <li>・ 消毒液・アルコール液</li> <li>・ 除菌玄関マット</li> <li>・ 除菌ボックス</li> <li>・ 除菌シート</li> <li>・ うがい薬</li> <li>・ うがい器</li> <li>・ 次亜塩素酸水（および生成給水機）</li> <li>・ ディスペンサー</li> <li>・ ハンドソープ、ハンドジェル、石けん</li> <li>・ 使い捨て手袋</li> <li>・ ゴミ袋</li> <li>・ 洗浄剤、漂白剤</li> <li>・ その他消毒、清掃設備</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消毒、清掃作業の外注</li> </ul>

#### (イ) マスク費用

(1) 物品関係	(2) 改修・修繕関係	(3) その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マスク</li> <li>・ ゴーグル</li> <li>・ フェイスシールド</li> <li>・ ヘアネット</li> <li>・ 防護服</li> <li>・ 防護キット</li> <li>・ 衛生エプロン</li> </ul>	—	—

#### (ウ) 飛沫対策費用

(1) 物品関係	(2) 改修・修繕関係	(3) その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品防護ケース</li> <li>・ 商品防護資材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アクリル板、透明ビニールシート・カーテン</li> <li>・ 防護スクリーン</li> <li>・ 固定席の間引き、客席間仕切り板</li> </ul>	—

(1) 物品関係	(2) 改修・修繕関係	(3) その他
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロアマーカ―</li> <li>・デリバリー専用カウンター</li> </ul>	

(エ) 換気費用

(1) 物品関係	(2) 改修・修繕関係	(3) その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気設備（換気扇、空気清浄機、サーキュレーター、工業用扇風機、家庭用扇風機）</li> <li>・網戸の新設</li> <li>・車両等の換気機能向上備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・網戸の張替</li> <li>・待合室、待機場所、更衣室、チケット売場、食堂等の換気機能追加、向上</li> <li>・車両等の換気機能追加、向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・待合室、待機場所、更衣室、チケット売場、車両等の換気扇等のクリーニング外注</li> </ul>

(オ) 非接触型対応費用

(1) 物品関係	(2) 改修・修繕関係	(3) その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュレス機器</li> <li>・セルフレジ</li> <li>・タッチレスフック</li> <li>・キーレスシステム</li> <li>・インターホン</li> <li>・コイントレー</li> <li>・テイクアウト・デリバリー用物品（容器、箸、おしぼり、コップ、紙トング、保温バッグ、クーラーボックス等）</li> <li>・出前機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動ドア</li> <li>・非接触型自動水栓（蛇口）</li> <li>・タッチレススイッチ</li> </ul>	—

(カ) その他の衛生管理費用

(1) 物品関係	(2) 改修・修繕関係	(3) その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ用ペーパータオル、使い捨てアメニティ用品</li> <li>・体温</li> <li>・サーモカメラ</li> <li>・携帯型アルコール検知器</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニフォームのクリーニング外注</li> <li>・従業員指導等のための専門家活用の費用</li> <li>・PCR検査、抗原検査費用</li> </ul>

(キ) PR費用

(1) 物品関係	(2) 改修・修繕関係	(3) その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター</li> <li>・チラシ、のぼり</li> <li>・ステッカー</li> <li>・POP</li> </ul>	—	—

(ク) 車両、待合室等の抗ウイルス、抗菌処理費用

(1) 物品関係	(2) 改修・修繕関係	(3) その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・抗ウイルス、抗菌コーティング剤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・抗ウイルス、抗菌対策の改修、修繕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒作業等の外注（抗ウイルス剤等のコーティング作業等）</li> </ul>

(ケ) その他（公社）びわこビズターズビューローが特に必要と認める経費

## <補助対象外経費について>

以下の経費は、補助対象となりません。

- ア 原則、汎用性があり目的外で使用可能なもの（車両、バイク、パソコン、スマートフォン、タブレットの購入等）  
ただし、新たな需要創出の為の**取組**等において不可分なものは対象となる場合がある。※例えばお客様の注文自動化やセルフオーダー対応や、自動チェックインシステムの為のタブレット端末導入等
- イ 既存設備の修繕費用  
※修繕・改修については、元々の機能への原状復帰は不可とし、機能向上や用途拡大等については可となる場合がある
- ウ 原則、不動産の購入・取得費。ただし、新たな需要創出の為の**取組**等において不可分なものは対象となる場合がある。
- エ 土地の購入・取得費
- オ 経常的な経費（人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、租税公課、保証金、敷金、仲介手数料、光熱費、通信費、名刺、文房具、その他事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費等）
- カ 必要な経理書類を用意できないもの
- キ 自社内部の取引によるもの
- ク オークションによる購入（インターネットオークションを含む）
- ケ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- コ 金融機関などへの振込手数料（代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等）
- サ 免許・特許等の取得・登録費、各種保証・保険料
- シ 借入金などの支払利息および遅延損害金
- ス 商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- セ 補助金申請書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- ソ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- タ 各種キャンセルに係る取引手数料等
- チ 広告出稿に係る経費  
ただし、本事業に係る広告出稿は可となる場合がある。
- ツ その他（公社）びわこビジターズビューローが不適切と認める経費